

令和7年10月29日

内閣府政策統括官(防災担当)

消

防

庁

気

象 庁

# 令和7年11月5日(水)に緊急地震速報の訓練を行います -訓練参加機関をお知らせします-

11月5日は「津波防災の日」・「世界津波の日」です。この取組の一環として、令和7年 11月5日(水)10時00分頃に緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。この度、訓練に参加 する機関等を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

記

## 1. 訓練参加機関

- (1) 地方公共団体 全都道府県(47団体)及び市区町村(1.741団体) 1.788団体のうち行動訓練や情報伝達訓練を実施する団体 911団体 911団体のうち住民参加型の訓練を実施する団体 161団体 ※詳細は別紙1を御参照ください。
- (2) 国の機関 中央省庁 19府省庁 地方支分部局等 608組織
- (3) 訓練用の緊急地震速報 (訓練報) を配信する事業者 14事業者
- (4) 民間企業・各種団体等 784か所

### 2. 訓練に関する留意事項

- ○気象・地震活動の状況等によっては、訓練用の緊急地震速報(以下「訓練報」といいま す。)の配信を急遽中止する場合があります。なお、中止を決定した場合には、速やか に気象庁ホームページ等でお知らせします。
- ○気象庁からの訓練報を利用しない機関では、10時00分頃以外の任意の時間に訓練が実施 される場合があります。

以上

### <問合せ先>

- 国の機関等における訓練の実施に関する問合せ 気象庁地震火山部地震津波監視課地震津波防災推進室 雛川、田邉 Tel 03-6758-3900 (内5158) 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(訓練・人材育成)付 市川、水上 Tel 03-5253-2111 (内51592)
- 地方公共団体の訓練の実施に関する問合せ 消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係 木村、三原 Tel 03-5253-7525 (内43132)

### 〇 訓練の内容

- 令和7年11月5日(水) 10時00分頃に、気象庁が訓練報を配信します。
- ・ 訓練を実施する国の機関や地方公共団体、学校、民間企業等は、訓練報を受け、 防災行政無線、建物等の館内放送、専用受信端末などによる報知を行います。
- ・ 訓練の参加者は、訓練参加機関による訓練報の報知にあわせて、安全な場所に移動するなどの身を守る行動訓練を行います。
- 訓練の際に適切な行動をとることができたか確認するために別紙2の「緊急地震 速報訓練行動チェックシート」を必要に応じて御利用ください。
- ・ 訓練の方法には、上記のような訓練報を活用する方法以外にも、専用受信端末の 訓練用機能、気象庁が提供する訓練動画や、スマートフォンの機能等を利用した ものなどがあります。
- ・ 訓練の詳細及び参加機関の一覧(地方公共団体を除く)は、以下の訓練特設ホームページでご確認ください。

「緊急地震速報の訓練(令和7年11月5日)」(気象庁ホームページ) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/eew/kunren/2025/kunren.html

※ 訓練報は、テレビやラジオ等の放送波、携帯電話(スマートフォンを含む)による一斉同報機能(緊急速報メール/エリアメール)では報知されません。ただし、一部の市区町村においては、CATV放送やコミュニティFM放送による訓練報の放送や、緊急速報メールによる訓練用の避難指示等の配信が行われる場合があります。訓練の内容は、各市区町村に御確認ください。

## 11月5日に実施する緊急地震速報訓練に参加予定の地方公共団体

## 1 参加予定の地方公共団体

都道府県(47団体)及び市区町村(1,741団体)

## 2 実施内容

参加する全ての地方公共団体においてJアラートを通して配信される訓練用の緊急地震速報の受信確認を 実施するほか、911団体では以下の行動訓練や情報伝達訓練を実施(以下の各項目を重複して実施する団体が あります。)

※877団体は、Jアラートを通して配信される訓練用の緊急地震速報の受信確認のみを実施

- (1) 防災行政無線等により住民へ緊急地震速報を伝達・・・770団体
- (2) 住民参加型の訓練を実施・・・161団体
  - ア 住民参加による緊急地震速報対応訓練(※)を実施・・・146団体

下線は津波も想定した訓練を実施(18団体)

※緊急地震速報を受けて行う、シェイクアウト訓練をはじめ地震の揺れから身を守る訓練

## 都道府県、市町村

北海道	千歳市	福井県	<u>高浜町</u>	兵庫県	芦屋市	高知県	南国市
	中富良野町	山梨県	甲府市		相生市		土佐市
青森県	青森市		甲斐市		豊岡市		佐川町
	弘前市		笛吹市		赤穂市	福岡県	久留米市
	五所川原市		上野原市		高砂市		中間市
	三沢市		甲州市		稲美町		春日市
	むつ市		中央市		播磨町	熊本県	大津町
	<u>今別町</u>		伊那市		福崎町		山江村
	深浦町		駒ヶ根市		佐用町		球磨村
	<u>おいらせ町</u>		安曇野市	奈良県	生駒市	大分県	中津市
	階上町		御代田町	和歌山県	和歌山市		豊後高田市
│ │ 岩手県	遠野市		辰野町		<u>田辺市</u>		豊後大野市
石于宗	陸前高田市	長野県	飯島町		有田川町		姫島村
宮城県	塩竈市		高森町		北山村		延岡市
秋田県	北秋田市		阿南町	岡山県	赤磐市	宮崎県	えびの市
	高萩市		木祖村		真庭市		高原町
】 茨城県	取手市		池田町		美作市		高鍋町
入%不	鉾田市		飯綱町		広島県		西米良村
	阿見町	岐阜県	瑞穂市	広島県	広島市	鹿児島県	<u>鹿児島市</u>
栃木県	矢板市		笠松町		呉市		<u>志布志市</u>
┃ ┃ 群馬県	前橋市		富加町		三原市		南九州市
אלענייי דע	大泉町		八百津町		三次市	沖縄県	<u>那覇市</u>
	所沢市	愛知県	蒲郡市		海田町		<u>宜野湾市</u>
	春日部市		小牧市		大崎上島町		<u>糸満市</u>
	狭山市		新城市	山口県	和木町		<u>沖縄市</u>
	深谷市		大府市		上関町		<u>豊見城市</u>
埼玉県	久喜市		知多市		平生町		<u>うるま市</u>
	白岡市		知立市	徳島県	<u>徳島市</u>		宮古島市
	毛呂山町		東浦町		美馬市		国頭村
	鳩山町	京都府	京田辺市		北島町		本部町
	宮代町		宇治田原町		藍住町		宜野座村
千葉県	銚子市	大阪府	<u>泉大津市</u>		東みよし町		<u>西原町</u>
	旭市		大阪狭山市	香川県	坂出市		<u>与那原町</u>
	鴨川市		島本町		善通寺市		南大東村
東京都	大島町		神戸市		三豊市		八重瀬町
富山県	魚津市	兵庫県	<u>尼崎市</u>		直島町		竹富町
福井県	坂井市		西宮市				

イ 住民参加による避難訓練を実施・・・46団体 下線は津波も想定した訓練を実施(23団体)

## 市町村

北海道	豊富町	大阪府	泉大津市	鹿児島県	<u>大崎町</u>		国頭村
青森県	<u>今別町</u>	兵庫県	<u>尼崎市</u>	庇兀岛乐	瀬戸内町		本部町
	深浦町		播磨町		<u>那覇市</u>		<u>金武町</u>
	<u>おいらせ町</u>	和歌山県	<u>田辺市</u>	沖縄県	<u>宜野湾市</u>	沖縄県	<u>西原町</u>
	階上町		北山村		名護市		<u>与那原町</u>
茨城県	高萩市	山口県	柳井市		<u>糸満市</u>		渡嘉敷村
	阿見町	徳島県	<u>徳島市</u>		<u>沖縄市</u>		<u>座間味村</u>
埼玉県	毛呂山町	香川県	三豊市		<u>豊見城市</u>		渡名喜村
福井県	<u>敦賀市</u>	高知県	土佐市		<u>うるま市</u>		<u>伊平屋村</u>
	おおい町	宮崎県	えびの市		宮古島市		<u>八重瀬町</u>
岐阜県	恵那市	鹿児島県	<u>鹿児島市</u>		<u>南城市</u>		竹富町
滋賀県	彦根市	此儿齿乐	<u>志布志市</u>				_

(3) 地方公共団体の職員を対象とする庁内放送、職員参集訓練、緊急地震速報対応訓練等を実施・・・601団体

## 3 備考

災害対応等に伴い、各団体で訓練内容の変更等を行うことがあります。

# 緊急地震速報訓練行動チェックシート

緊急地震速報は、地震の発生後、強く揺れる前に揺れが来ることを伝えることを目標とする情報ですが、緊急地震速報が発表されてから対象となる地域が強く揺れるまではわずかな時間(数秒~数十秒)しかありません。

地震の揺れから身を守るには、その場所や状況に合わせてあわてずに行動する必要があります。 訓練に参加される皆様はこの「緊急地震速報訓練行動チェックシート」をご利用いただき、訓練 時に適切な行動をとることができたかご確認ください。

## 訓練開始前の確認事項

様々な状況で、緊急地震速報を受けた場合に安全な行動がとれるか確認します。 ※安全な場所の確認については訓練時の場所に関わらず両方をご確認ください。

※安全な場所の確認については訓練時の場所に関わらず両方をご確認ください。	
訓練用の緊急地震速報を受け取る手段を把握している	П
例)職場の館内放送、自宅の受信端末、防災行政無線など	ш
屋内の安全な場所の確認	_
例)下にもぐりこめる丈夫な机がある、周辺に落ちてきそうなものや倒れそうな家具が	
無い場所がある等、安全な場所を確認	
屋外等の安全な場所の確認	
例)外出時に普段歩いているところに倒れそうなものなど危険な場所がないか確認	Ш
訓練時に必要な行動について理解している	
必要な行動をお書きください(いくつでも可)	
※空欄(太枠)には訓練時の状況に応じて必要な行動を記入し、その行動がとれたか確認し	<b>しまし</b>
ょう。必要な行動の具体例については、次のページに掲載しておりますのでご参照くだる	えい。
	-
・訓練後の確認事項	
訓練時の緊急地震速報を受けた場合に安全な行動がとれたかを確認します。	
訓練用の緊急地震速報を受け取れた(聞けた)	
あわてずに身の安全を確保できた	
安全な場所に避難できた(安全な場所にそのまま留まることができた)	
訓練前に決めた必要な行動がとれた	

# 緊急地震速報を受けたときの行動の具体例

以下に示す行動はあくまでも例です。必要な行動は緊急地震速報を受信する場面によって異なります。以下の気象庁ホームページ等も参考にしていただき、適切な行動をとれるようにしていただければと思います。

訓練を機会にご自身で、あるいはご家族や職場の方と一緒に考えましょう。 □気象庁ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/eew/koudou/koudou.html



緊急地震速報を 見聞きしたときは

## 屋内では

## 家庭では

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難してください。
- あわてて外に飛び出さないでください。
- 無理に火を消そうとしないでください。

## 人がおおぜいいる施設では

- 施設の係員の指示に従ってください。
- 落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さないでください。

## 乗り物に乗っているとき

### 自動車運転中は

- あわててスピードを落とさないでください。
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促してください。
- 急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとしてください。
- 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止してください。

### 鉄道やバスなどに乗車中は

● つり革や手すりにしっかりつかまってください。

### エレベーターでは

最寄りの階で停止させて、すぐに降りてください。

## 屋外にいるとき

### 街中では

- ブロック塀の倒壊等に注意してください。
- 看板や割れたガラスの落下に注意してください。
- 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難してください。

### 山やがけ付近では